

議案第53号

平成30年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

| | | |
|--------------|------|-----------|
| (1) 病床数 | | 99 床 |
| (2) 年間患者数 | | |
| 入院 | 一般病床 | 17,520 人 |
| | 療養病床 | 15,330 人 |
| 外来 | | 24,820 人 |
| (3) 一日平均患者数 | | |
| 入院 | 一般病床 | 48.0 人 |
| | 療養病床 | 42.0 人 |
| 外来 | | 85.0 人 |
| (4) 主な建設改良事業 | | |
| 器械備品購入費 | | 60,293 千円 |
| リース債務支払費 | | 1,372 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

| 収 入 | | 金額 | 支 出 | | 金額 |
|-----|--------------|--------------|-----|--------------|--------------|
| 第1款 | 病院事業収益 | 1,217,749 千円 | 第1款 | 病院事業費用 | 1,275,135 千円 |
| 第1項 | 医業収益 | 1,011,485 千円 | 第1項 | 医業費用 | 1,211,938 千円 |
| 第2項 | 医業外収益 | 181,002 千円 | 第2項 | 医業外費用 | 21,280 千円 |
| 第3項 | 特別利益 | 2 千円 | 第3項 | 特別損失 | 502 千円 |
| 第4項 | 訪問看護ステーション収益 | 25,260 千円 | 第4項 | 訪問看護ステーション費用 | 40,415 千円 |
| | | | 第5項 | 予備費 | 1,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額28,868千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額132千円、過年度分損益勘定留保資金28,736千円で補てんするものとする。)

| 収 入 | | 支 出 | |
|---------------------|-------------|-----------------|-------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 100,515 千 円 | 第1款 資 本 的 支 出 | 129,383 千 円 |
| 第1項 企 業 債 | 28,600 千 円 | 第1項 建 設 改 良 費 | 61,665 千 円 |
| 第2項 他 会 計 補 助 金 | 71,914 千 円 | 第2項 企 業 債 償 還 金 | 67,718 千 円 |
| 第3項 固 定 資 産 売 却 代 金 | 1 千 円 | | |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|--------|------------|--------------------|---|---|
| 器械備品購入 | 28,600 千 円 | 証書借入 又は 証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金・地方公共団体金融機構及び銀行その他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。 |
| | | | | |
| 計 | 28,600 千 円 | | | |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

病院事業費用の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 858,087 千円 |
| (2) 交際費 | 200 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ補助する金額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 収益的収入補助 | 91,756 千円 |
| (2) 資本的収入補助 | 71,914 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は49,830千円と定める。

平成30年2月27日提出

平成30年3月19日可決

藤岡市長 新井利明